

『古事記』の「東方十二道」とは何か

辻 憲 男

【要 旨】 『古事記』中巻の三カ所に見える「東方十二道」とは何をさすかについて考察した。初めに倭建命の東征説話の叙述に基づいて一つの仮説を立て、次に記紀風土記万葉集その他の文献の関連記事に徴してこれを検証し修正を加えた。「東方十二道」は後の国名で言えば、遠江、駿河、甲斐、相模、武蔵、上総、下総、常陸、および信濃、上野、下野、陸奥の十二カ国を総称したものの、というのが本稿の結論である。

【キーワード】 『古事記』、倭建命、「東方十二道」

1

『古事記』中巻の景行天皇段に、天皇が倭建命に詔して、

① 東の方の十二道の荒ぶる神、及たまつろはぬ人どもを言向け和平せ。
【言向和平東方十二道之荒夫琉神、及摩都楼波奴人等。】

と命じたところの「東方十二道」とは何をさすかについて若干の考察を試みる。初めにこの東征説話の叙述をたど

り、それに基づいて一つの仮説を立ててみたい。この語はこのあと、倭建命が伊勢に赴いて姨の倭比売命に、

② 天皇既に吾を死ねと思ほす所以ゆゑにか、何とかも西の方の悪あしき人どもを撃うちに遣はしまるのぼいくだて、返り参まゐり来し間、未だ幾時いくさもあらねば、軍衆を賜はずて、今更に東の方の十二道の悪あしき人どもを平らげに遣はすらむ。此によりて思はば、猶吾既に死ねと思ほしめすぞ。【天皇既所以思吾死乎、何撃遣西方之悪人等而、

返参上来之間、未經幾時、不賜軍衆、今更平遣東方十二道之悪人等。因此思惟、猶所思看吾既死焉。】

と憂え泣き訴えた会話の中にも再度あらわれる。「東方十二道之悪人等」を「西方之悪人等」と対置することくである。西方の悪人等は前の西征の詔にあった「熊曾建二人」を言い、帰途に討伐した出雲建のことを含まない。東方の悪人等はその熊曾建よりもさらに強く強大な反抗勢力をさすのであろう。①の詔に「荒ぶる神」「まつろはぬ人ども」とあったのを一括して「悪人等」と言ったのであるが、以下の説話中からその者たちを抜き出すと、

(1) 尾張の国造の祖美夜受比売

(2) 東国の山河の荒ぶる神、まつろはぬ人ども

(3) 相武の国造

(4) 走水の海の渡りの神

(5) 荒ぶる蝦夷ども、山河の荒ぶる神ども [上総より以遠、足柄に還るまで]

(6) 足柄の坂の神

(7) (甲斐) 東の国造 [常陸の新治・筑波を經由したことが知られる]

(8) 科野の坂の神

(9) 尾張の国の美夜受比売

(10) 伊服岐の山の神

の十カ条となる。このうち(2)の「東国」の語は(9)の尾張の美夜受比売のもとに帰還するまでの東方の諸国をさすものと考えられる。(1)の婚約と(9)の成婚の話は尾張の国造と服属同盟の関係が確立したことを意味する。(10)の伊服岐山はこれより西方であるから「東方」の範囲からはひとまず除外してよいであろう。さらに(1)の前と(10)のあとに伊勢における説話が置かれるのであるが、神宮の倭比売命のもとへは征討路から外れて立ち寄ったのであり(景行紀には「枉道」とある)、また伊服岐山から能煩野に至るまでの最後の彷徨はもはや征討を物語る文脈ではなくなっている。(6)足柄坂での「吾妻はや」の三嘆は狭義のアツマの起源説である。そこで右の(1)から(9)までの東征経路に沿う地方を、後の『延喜式』『和名抄』の国名によって列記してみると、

尾張、参河、遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模、武蔵、安房、上総、下総、常陸 (以上東海道、十二カ国)
 信濃、上野、下野、陸奥、出羽 (以上東山道、五カ国)

の計十七カ国となる。倭建命説話の「十二道」のミチの概念は後の国制とは同じでないが(後述)、仮にこれによれば、説話にあらわれるのは傍線を付した六カ国のみである(該当地域をいう。上総、常陸といった国名ではない)。右のうち『記』の成立以後に新たに置かれた安房と出羽を除外すれば、差し引き十五カ国となる。さらにこれから三カ国を減じるとすれば、

イ、上総と下総が総ふさ一國、上野と下野が毛野けの一國であったと考える。
 ロ、文証のない上野と下野を除外する。
 ハ、文証の确实でない陸奥を除外する。

ニ、征討の始めを遠江または駿河とし、以西の尾張や参河を除外する。

ホ、天武天皇九年(六八〇)に駿河から分立したばかりの伊豆を除外する(『扶桑略記』による)。

等々の方法が複数考えられることになる。「東方十二道」をはたしてそのように見なしてよいであろうか。

本居宣長『古事記伝』以来の諸注釈は「東方十二道」は後の東海道諸国と陸奥をさすと考えてきた。即ち、

伊勢、尾張、参河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武蔵、総、常陸、陸奥

である。しかしこのうち伊勢は景行朝以前にすでに王化が完了したと思われる地域であり、右の説話においても「悪人等」が現れる様子はない。その点では尾張もまた同様である。また復路に經由した信濃を見落とすわけにはいかない。また陸奥があるのに上毛野や下毛野を入れないのも不審である。以下ではこれら問題のある国々についてなお他の徴証を求めて検討してみよう。

『記』の「東方十二道」はすでに二代前の崇神天皇段に、

③ 又この御世に、大毘古命は高志の道に遣はし、その子建沼河別命は東方の十二道に遣はして、そのまつろはぬ人等を和平やはさしめたまひき。【又此之御世、大毘古命者遣高志道、其子建沼河別命者遣東方十二道而、令和

平其麻都漏波奴〔自麻下五字以音〕人等。】

とあった將軍派遣の記事を受けるものである。大毘古命はこの下向の途中で建波迹安王の反乱を鎮圧し、後あらためて高志の国に赴いて平定を終えた。建沼河別命は「東方」より平定し来り（「自東方所遣」）、道の果ての相津に至って父に行き遇ったという。相津は崇神朝の版図の最北の地であったのであろう（『和名抄』陸奥国に「会津郡」が見える）。とすれば陸奥を「東方十二道」の一つとすることに特に問題はないと思われる。

次に『日本書紀』の景行天皇四十年の日本武尊東征条を見よう。天皇の詔には、

今東の国安あらしからずして、暴あらしぶる神多さばに起る。また蝦夷悉そむに叛そむきて、屢かす人民を略かすむ。【今東国不安、暴神多起。

亦蝦夷悉叛、屢略人民。】

とあり、やはり「東国」がどの地域をさすかは明らかでない。そこで以下の説話記事を十カ条に分けて先の『記』と対照してみると、

(1) 駿河の賊 『記』の(3)相武の国造にあたる

(2) 馳水の海神(相模から上総へ) 『記』の(4)走水の海の渡りの神にあたる

(3) 鏡を懸けた船(上総から陸奥の蝦夷の境へ)

(4) 蝦夷の賊首(竹水門)

(5) 日高見国から常陸を経て甲斐へ

(6) (甲斐) 秉燭人 『記』の(7) (甲斐) 東の国造にあたる

(7) (武蔵を経て上野へ) 碓日坂 『記』の(6) 足柄の坂の神にあたる

(8) 信濃の山の神 『記』の(8) 科野の坂の神にあたる

(9) 尾張氏の女の宮簀媛 『記』の(9) 尾張の国の美夜受比売にあたる

(10) 五十葺山の神 『記』の(10) 伊服岐の山の神にあたる

のごとくである。『記』に比べて(3)(4)(5)の蝦夷の征討記事を増補拡張し、また復路は常陸、甲斐から武蔵、上野を経て信濃、美濃に至ったことを明記する。(1)の駿河を始点とするという違いはあるものの、東征の範囲については蝦夷の条を除けば記紀の所伝の間に大きな齟齬はないと見てよいであろう(美濃は通過地である)。蝦夷の記事は景行紀二十七年条が初見である。その前の崇神紀十年の四道將軍派遣の条に、

武渟川別をもて東海に遣はす。 【武渟川別遣東海。】

とあって、陸奥を含まないように見えるのはその脅威が未だ知られなかったと想定した故であろう。なお景行紀五十五年条に「東山道十五国」の呼称が見えるが、試みに言えば、これは後の東山道八カ国と北陸道七カ国を合わせ

てかく称したものではなからうか。右の(7)の文中に「越道」のことがあるのが理由の一つである。

さて孝徳紀大化二年(六四六)三月条の天皇の詔に、

前に良家の大夫を以て、東の方の八道を治めしむ。既にして国司任に之りて、六人は法を奉り、二人は令に違へり。【前以良家大夫、使治東方八道。既而国司之任、六人奉法、二人違令。】

云々とあるが、この「東方八道」が何をさすかについても定説を見ない。その下文に出る氏族名によって上野や駿河が含まれることは推考されるものの、国名を特定するまでに至っていないのである。

ここで記紀における「道」と「国」の意義について付言しておく。崇神紀では「西道」「北陸」「東海」「丹波」を「四道」と称するが、孝靈記・崇神記では「吉備国」「高志道」「東方十二道」「旦波国」と表記している。これを見る限り「道」と「国」の用法に大きな違いはないと言ってよいであろう。ただしこのミチノクニが後の国制のそれと同じでないことは言うまでもない。とりわけ「東方十二道」のみはたとえば「東国」「東方」等とは表示し得ない特別の呼称であったのである。私見は上述のように「東方十二道」の範囲は遠江および信濃以東を言った、即ち後の東海道・東山道のうちの東方地域を総称してかく言ったと考えたいのであるが、如何であろうか。

3

次に『常陸国風土記』の記述を見よう。その総記に、古老の言として、

古は、相模の国足柄の岳坂より東の諸の県は、惣べて我姫の国と称ひき。この時、常陸と言はず。ただ新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂の国と称ひて、各造・別を遣りて檢校らしめき。その後、難波の長柄の豊前の大宮に臨軒しめしし天皇の世に至りて、高向臣・中臣幡織田連等を遣はして、坂より東の国を惣べ領めしめたまひき。時に、我姫の道、分けて八つの国と為し、常陸国は、その一つに居ゑたまふ。【古者、自相模国

足柄岳坂以東諸国、惣称我姬国。是当時、不言常陸。唯称新治筑波茨城那賀久慈多珂国、各遣造别令檢校。其後、至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世、遣高向臣中臣幡織田連等、惣領自坂已東之国。于時、我姬之道、分為八国、常陸国、居其一矣。」

云々とある。足柄坂以東を「我姫の国」と称したというのは、この下文に出る倭武天皇の巡行説話とも、『記』の「吾妻はや」の起源説とも一致する。この場合「我姫」の八カ国は甲斐を含まない、

相模、武蔵、上総、下総、常陸、上野、下野、陸奥

であることは疑う余地がない。そしてもしこれに加えて十二カ国としようならば、その四カ国は甲斐、信濃、遠江、駿河を措いては考え難いであろう（伊豆を駿河に含める）。このように考えるならば即ち『記』の「東方十二道」を最も無理なく解することができるのではなからうか。

4

さて『万葉集』巻十四の東歌の国々は、

遠江、駿河、伊豆、相模、武蔵、上総、下総、常陸、信濃、上野、下野、陸奥

の十二カ国である。ここに甲斐が見えないのは、歌中の地名のみを国別の指標としたために結果的に国名が現われなかったのであらうと思われる。甲斐を加えれば十三カ国となる。一方、巻二十の防人歌所見の国々は、

遠江、駿河、相模、武蔵、上総、下総、常陸、信濃、上野、下野

の十カ国である。伊豆と陸奥が無く、甲斐も欠けている。三カ国が漏れた理由はわからないが、ともあれ『万葉集』のアヅマの範囲が遠江および信濃以東であったことは確かである。しかもこの天平勝宝七歳（七五五）に至るまで、防人差遣はほとんど東国諸国に課されていたので、その間アヅマの範囲は広がりも狭まりもしなかったはずである。

『記』にさかのぼって仮に一国を減じるとならば、前述の理由によってまず伊豆を除くのが穏当であろうか。

5

最後に『先代旧事本紀』の国造本紀から国造の呼称を書き抜いてみると、

尾張（後の尾張）、参河、穗（以上、後の参河）、遠淡海、久努、素賀（以上遠江）、珠流河、廬原（以上駿河）、伊豆（伊豆）、甲斐（甲斐）、相武、師長（以上相模）、无邪志（胸刺ハ重複カ）、知々夫（以上武蔵）、須惠、馬來田、上海上、伊甚、武社、菊麻、阿波（以上上総）、印波、下海上（以上下総）、新治、筑波、茨城、仲久自、高（以上常陸）

上毛野（上野）、下毛野、那須（以上下野）、道奥菊多、道口岐間、阿尺、思（思太ノ誤リカ）、伊久、染羽、浮田、信夫、白河、石背、石城（以上陸奥）、科野（信濃）

のごとくである。倭建命の説話にはこれらの国造たちとの交渉を物語るものが含まれる。尾張、相武、新治、筑波等の地方は確かにこの時に支配委任の関係が成立したと語るものである。次に各条の国造がどの御世に任命されたかによって分別してみると、

檀原朝〔神武〕

素賀

瑞籬朝〔崇神〕

知々夫、上毛野、科野

纏向日代朝〔景行〕

甲斐、那須

志賀高穴穗朝〔成務〕

尾張、参河、遠淡海、珠流河、廬原、相武、師長、无邪志、須惠、馬來田、上海上、

伊甚、武社、菊麻、阿波、新治、筑波、仲久自、高、阿尺、思（思太）、伊久、染

羽、浮田、信夫、白河、石背、石城

筑紫香椎朝〔仲哀〕 久努

神功皇后 伊豆

輕嶋豊明朝〔応神〕 印波、下海上、茨城、道奥菊多、道口岐閉

難波高津朝〔仁徳〕 下毛野

泊瀬朝倉朝〔雄略〕 穂

となる。国造の多くが成務朝に係けられるのは成務記・成務紀の記事と一致する。景行朝の東征説話はこれと符合するのであろう。さらにこれらの国造らの出自を同系ごとに整理し一覽してみよう。鎌田純一氏『先代旧事本紀の研究 研究の部』の分類に従えば、

〔天孫系〕

○天穗日命……相武（武刺国造祖神伊勢都彦命三世孫弟武彦命）

无邪志（出雲臣祖二井之宇迦諸忍之神狭命十世孫兄多毛比命）

上海上（天穗日命八世孫忍立化多比命）

伊基（安房国造祖伊許保止命孫伊己侶止直）

菊麻（无邪志国造祖兄多毛比命兄大鹿国直）

阿波（天穗日命八世孫弥都侶岐孫大伴直大滝）

下海上（上海上国造祖孫久都伎直）

新治（美都呂岐命兄比奈羅布命）

高（弥都侶岐命孫弥佐比命）

○天津彦根命……師長（茨城国造祖建許呂命兄宮富驚意弥命）

胸刺〔重複力〕（岐閉国造祖兄多毛比命兒伊狭知直）

須惠（茨城国造祖建許侶命兒大布日意弥命）

馬來田（茨城国造祖建許呂命兒深河意弥命）

茨城（天津彦根命孫筑紫刀祢）

道奥菊多（建許呂命兒屋主乃祢）

道口岐閉（建許呂命兒宇佐比乃祢）

石背（建許侶命兒建弥依米命）

石城（建許呂命）

○天火明命……………尾張（天別天火明命十世孫小止與命）

○饒速日尊……………參河（物部連祖出雲色大臣命五世孫知波夜命）

遠淡海（物部連祖伊香色雄命兒印岐美命）

久努（物部連祖伊香色男命孫印播足尼）

珠流河（物部連祖大新川命兒片堅石命）

伊豆（物部連祖天薙梓命八世孫若建命）

久自（物部連祖伊香色雄命三世孫船瀬足尼）

〔天神系〕

○高魂尊……………知々夫（八意思金命十世孫知知夫彦命）

〔皇別系〕

○神武帝……………印波（神八井耳命八世孫伊都許利命）

仲（伊予国造同祖建借馬命）

科野（神八井耳命孫建五百建命）

○孝昭帝……………武社（和迩臣祖彦意祁都命孫彦忍人命）

○孝靈帝……………廬原（池田坂井君祖吉備武彦命児思加部彦命）

○孝元帝……………穗（生江臣祖葛城襲津彦命四世孫菟上足尼）

那須（建沼河命孫大臣命）

○開化帝……………甲斐（狭穗彦王三世孫臣知津彦公塩海足尼）

○崇神帝……………上毛野（瑞籬朝皇子豊城入彦命孫彦狭嶋命初治平東方十二国為封）

下毛野（難波高津朝御世元毛野国分為上下豊城命四世孫奈良別）

浮田（瑞籬朝五世孫賀我別王）

〔その他〕

○天湯津彦命……………阿尺（阿岐国造同祖天湯津彦命十世孫比止祢命）

思〔思太〕（阿岐国造同祖十世孫志久麻彦）

伊久（阿岐国造同祖十世孫豊嶋命）

染羽（阿岐国造同祖十世孫足彦命）

信夫（阿岐国造同祖久志伊麻命孫久麻直）

白河（天降天由都彦命十一世塩伊乃己自直）

○忍凝見命……………筑波（忍凝見命孫阿閉色命）

○美志印命……………素賀（美志印命）

のごとくである。このうち饒速日尊を祖とする物部氏系、および天穗日命を祖とする出雲系の国造の勢力範囲が倭建命の東征経路とほぼ重なっている点に注意される。即ち前者の参河、遠淡海、久努、珠流河、伊豆、久自、および後者の相武、无邪志、上海上、伊甚、菊麻、阿波、下海上、新治、高といった国々である。とすれば国造本紀の所伝は説話形成の背景を自ずと物語ることになる。これは偶然ではない。他に注意される点は右に傍線を付した、国造本紀唯一の異例となる上毛野国造の項の書記法である。これも東征説話が上野・下野に触れないことと同根のものではなからうか。

なお『本朝月令』所引の『高橋氏文』に、

又諸の氏人、東の方の諸の国の造十二氏の枕子まくしこ、各一人進たてまつらせて、平次比例給ひて依さしめ賜ひき。【又

諸氏人、東方諸国造十二氏乃枕子、各一人令進天、平次比例給天依賜支】

とある「十二氏」は当該の「十二道」とは別の概念ではないかと思われる。右に掲げた東国の国造たちは四十数氏に上るが、その中から十二氏を選んだものか否か等は不明である。後考に譲ることにしたい。